

令和6年度  
桜井市立小・中学校屋内体育施設  
LED 照明機器賃貸借（リース）契約  
に係る入札の業務仕様書

1. 入札名

令和6年度桜井市立小・中学校屋内体育施設 LED 照明機器賃貸借（リース）契約  
に係る入札

2. 業務の目的

桜井市立小・中学校 15 校（小学校 11 校/中学校 4 校）の屋内体育施設内の照明機器を LED 照明機器に交換することで、温室効果ガス排出量の削減及び消費電力の抑制、又、電気代ランニングコストの削減を図ることを目的とする。

3. 業務内容

- (1) LED 照明機器等の取替工事(廃棄物処分を含む)及びこれに伴う設計業務
- (2) LED 照明機器等の賃貸借（リース）及び維持管理業務
- (3) その他、本業務の実施に伴う必要な業務

4. 業務期間

- (1) 導入工事期間：契約締結日から令和6年12月25日まで
- (2) 賃貸借（リース）期間：導入工事完了月の翌月から5年間（60ヶ月）

5. 業務対象について

(1) 対象施設

| No | 施設名          | 住所         |
|----|--------------|------------|
| 1  | 桜井小学校（屋内運動場） | 桜井市谷957番地  |
| 2  | 城島小学校（屋内運動場） | 桜井市外山330番地 |

|    |                      |                    |
|----|----------------------|--------------------|
| 3  | 安倍小学校（屋内運動場）※        | 桜井市生田 5 7 8 番地     |
| 4  | 朝倉小学校（屋内運動場）         | 桜井市黒崎 6 2 6 番地     |
| 5  | 大福小学校（屋内運動場）         | 桜井市大福 8 2 0 番地     |
| 6  | 初瀬小学校（屋内運動場）         | 桜井市初瀬 1 5 5 6 番地   |
| 7  | 三輪小学校（屋内運動場）         | 桜井市三輪 3 2 4 番地     |
| 8  | 織田小学校（屋内運動場）         | 桜井市芝 1 1 7 7 番地    |
| 9  | 纏向小学校（屋内運動場）         | 桜井市東田 3 3 9 番地     |
| 10 | 桜井西小学校（屋内運動場）        | 桜井市上之庄 5 9 4 番地の 1 |
| 11 | 桜井南小学校（屋内運動場・2 階武道場） | 桜井市浅古 2 1 番地       |
| 12 | 桜井中学校（屋内運動場・2 階武道場）  | 桜井市浅古 5 9 3 番地     |
| 13 | 桜井東中学校（屋内運動場）        | 桜井市初瀬 1 6 5 5 番地   |
| 14 | 大三輪中学校（屋内運動場・2 階武道場） | 桜井市芝 1 4 0 1 番地    |
| 15 | 桜井西中学校（屋内運動場）        | 桜井市大福 7 4 7 番地     |

※ LED 照明機器導入済みであるが、導入から 9 年以上経過していることから、交換対象とする。

## （2）対象照明機器

対象照明機器は上記（1）内の屋内体育施設の高天井照明のみを対象とし、施設毎の詳細は「（別紙 1）対象施設情報一覧」、 「（別紙 2）既存照明機器配置図」のとおりとする。

※参考資料として「（別紙 3）屋内体育施設現地写真」を掲載する。

## （3）現場調査及び現場説明会

本入札においては、照度調査等は実施済みであるため、入札前の現場調査及び現場説明会は行わないものとする。

## 6. LED 照明機器等の仕様について

（1）本業務における LED 照明機器等については、下記に記載する事項及び「（別紙 4）取替個数及びメーカー品番一覧」に記載された内容を満たす製品であること。

（ア）公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）に登録対応器種をもつ国内メーカーの製品を選定すること。

（イ）定格寿命については、全光束が初期値の 85 % になるまでの点灯時間が 60,000 時間以上であること。

- (ウ) 無線調光機能を有していること。調光は5～100%で任意に調整できること。
- (エ) 長期での利用を想定するため、照明機器には落下防止ワイヤー及び専用の適用下面・側面防球ガードを設置すること。
- (オ) バレーボール等の球技利用に配慮し、眩しさに配慮した仕様であること。
- (カ) 避難所としての利用も想定し、避難生活時の快適性を考慮し、無線調光制御が可能であること。また、無線調光回路については最低2回路以上の設定を想定し、スイッチにより回路ごとのON/OFF及び調光制御がワンタッチで可能であること。  
※調光の明るさ及びグループでの回路分け等については、落札後発注者と別途協議の上、実施すること。
- (キ) 調光用制御受信部は、天井への直付けオプション付きであること。また、専用の防球ガードを設置すること。
- (ク) 耐震クラス S2 以上であること。
- (2) その他、現地施工時に必要と想定される取付金具及び通信補助機器等については、落札後現地確認の上、受注者の責任で準備すること。
- (3) 配灯については、「東芝/パナソニック/三菱」の機器を使用する場合は「(別紙2) 既存照明機器配置図」を参考に、「アイリスオーヤマ」の機器を使用する場合は、「(別紙5) アイリスオーヤマ機器配灯図」を参考にすること。
- (4) 本入札において、同等品等の申請は受け付けないものとし、「(別紙4) 取替個数及びメーカー品番一覧」内に記載された機器を採用すること。
- (5) 落札後、現地確認の上、この仕様書の内容と著しい差異がある、または記載のない事項がある場合には、発注者と別途協議すること。

## 7. LED 照明機器等の取替工事について

### (1) 取替工事を行う事業者の条件

- (ア) 受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合には、その事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、一般電気工事士としての建設業の許可を受けていること。また、市内業者の受注機会確保の観点からも、選定にあたっては市内業者を採用するよう努めること。

- (イ) 受注者より、業務の一部を委任された事業者は、現場管理者を定め、発注者へ届け出ること。また、現場管理者は施工計画の作成、工程管理、安全管理、作業員への指導などその知識経験のあるものとし、作業全般の管理を行うこと。また、作業中は常駐させることとし、複数施設を同日に作業する場合は、適切に巡回等を行い、現場状況を把握すること。
- (2) 取替工事の仕様及び要求事項
- (ア) 建築基準法、電気業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、建設業法、その他関係法令を遵守し、施工を行うこと。また、本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」により、施工を行うこと。
- (イ) 取替工事（調査、残材処理等含む）に係る全ての作業については、作業日程及び作業時間などを、事前に発注担当課及び各施設管理者と綿密な調整を行い、各施設別の工事計画書を作成し、おおむね各校2～3日程度で実施完了できるように計画すること。
- (ウ) 対象施設天井に塗装された鉄骨がある場合は、アスベスト含有の可能性があるため、関係法令を遵守し、適切に対応すること。
- (エ) 取替工事期間中、生徒、児童、通行人、近隣住民及び学校施設、近隣建物等に対する安全対策に十分配慮し、障害及び損害のないよう万全の処置をとること。工事中に万一事故が生じた場合については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。
- (オ) 教育の場であることを自覚し、誠実な態度をもって業務にあたること。敷地内は禁煙となっているため、喫煙等はしないこと。また、工事現場内は常に整理清掃を行い、事故発生防止に努めるとともに、これに必要な措置を十分に行うこと。
- (カ) 取替工事における養生は、原則シート養生とするが、必要に応じて、既存施設及び什器等に汚損及び破損がないよう適切に養生すること。また、取替工事に係る照明機器等の保管場所については、発注者担当課及び各施設管理者と協議すること。

- (キ) 取替工事において発生する配線工事等については、本契約の作業範囲とする。また、劣化した電線がある場合は受注者の負担により交換すること。
  - (ク) 取替工事に伴う作業足場については、関係法令等を遵守し、適切に管理すること。
  - (ケ) オートリフターが既設されている施設については、全て撤去すること。
  - (コ) 撤去した既設照明機器等については、関係法令に基づき、受注者の負担で適正に処分するとともに報告書(マニフェスト)を提出すること。
- (3) 取替工事前後の測定検査
- (ア) LED 照明機器等を設置する前後の各施設の照度測定及び絶縁抵抗測定を速やかに行うこと。
  - (イ) 照度測定については、暗幕にて外光を遮断し、床面 (GL : 0mm) を計測するものとし、性能を確認し、各施設別の照度分布表の報告書を提出すること。
  - (ウ) 絶縁抵抗測定については、分電盤の分岐回路ごとに施工前及び施工後の電流量を計測し、施工による絶縁劣化のないことを確認すること。

## 8. 賃貸借 (リース) 契約及び維持管理業務について

- (1) 賃貸借 (リース) 契約に含まれる内容は下記事項のとおりとする。
  - ・ LED 照明機器の設置に必要な設備及び付属品一式
  - ・ LED 照明機器の取替に係る費用 (既存照明機器等の廃棄処分費用含む。)
  - ・ 賃貸借 (リース) 期間中の動産保険契約に掛かる保険料 (動産保険契約を締結すること)
- (2) 契約に関する特記事項
  - ・ リース会社が当該機器等の所有及び賃貸料債権を有すること。
- (3) 賃貸借 (リース) 料の支払いは、賃貸借 (リース) 期間適用月 (導入工事完了月の翌月) から開始し、毎月末締め 60 回払いとし、請求書受領後 30 日以内に支払うものとする。
- (4) 受注者は、維持管理業務計画書を作成し、維持管理業務開始までに桜井市へ提出すること。様式は任意とし、維持管理業務体制並びに故障時等連絡先及び休日連絡先等を記載すること。

- (5) 受注者は、LED 照明機器管理台帳を作成し、維持管理業務開始までに発注者へ提出すること。様式については、発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。
- (6) 賃貸借（リース）期間中の不点灯及び照度低下(基準値以下)、原因不明の不具合等が発生した場合については、受注者の責任及び費用負担において、調査、交換、修理、報告等を行うこと。
- (7) 調査、交換、修理を実施するにあたっては、学校運営に支障の無いように速やかに対応すること。
- (8) 賃貸借（リース）期間中の事故については、速やかに市に報告し、市（使用者である学校関係者を含む）に特段の帰責事由がない限り、受注者の責任及び費用負担により、被害者対応、現場復旧等を実施すること。
- (9) 受注者は、自己負担で動産総合保険（加入内容は任意）に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補填するものとする。
- (10) 受注者は、賃貸借（リース）物品を第三者に売却、転貸及び譲渡等してはならない。
- (11) 導入工事期間中に完了した賃貸借（リース）物品については、賃貸借（リース）期間開始前であっても、発注者が使用できるものとする。
- (12) 賃貸借（リース）期間満了後の設備一式は、原則として桜井市に無償譲渡すること。そのため、本入札のリース料に固定資産税は含めなくてよいものとする。

## 9. その他

- (1) 本業務における安全・衛生対策については、関係法令を遵守し作業の安全性及び環境に配慮しなければならない。
- (2) 発注者が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方の協議の上、決定するものとする。